

小児がん拠点病院（仮称）のあり方（案）に対する意見

（拠点病院の名称について）

- 拠点病院は「小児がん連携推進病院」または「小児がん連携推進拠点病院」、協力病院は「小児がん連携病院」としてはどうか。（水谷構成員）
- 「協力病院」は一定程度の専門性を備えた病院であり、ネットワーク内で主体的に小児がんに関わることから例えば「連携病院」とするべき。（水谷構成員、小俣構成員）

（背景）

- 「小児がん年間発症患者数は2000-2500人」に修正するべき。（田口構成員）

1. 拠点病院に期待される役割について

- 思春期がん（15～20歳未満）も小児がん拠点病院の対象となることを明確にするべき。（天野構成員）
- 再発、難治（もともと治療成績が悪い場合と治療抵抗性になった場合がある）がんを診ることのできる、「最後の砦」となる施設として位置付けていただきたい。（天野構成員）
- トータルケアの実施を入れるべき。（小俣構成員）
- トータルケア、特に全身管理を行うことを入れるべき（水谷構成員）
- 臨床研究に主体的に関わることを入れるべき。（水谷構成員）
- 「拠点病院の施設の長は当該診療科が地域や全国の連携病院と小児がん診療の協力体制を推進する責務を負っていることを十分認識し、これを支援しなければならない。」を盛り込むべき。（水谷構成員）

2. 拠点病院の当面必要な数について

- 集約化は患者や家族の負担になることから、その負担を軽減するような宿泊施設等の整備や支援も必要。（小俣構成員）

4. 拠点病院の要件について（別紙）

1 診療体制

（1）診療機能

- [1]のアについて「小児に多いがん（造血器腫瘍、固形腫瘍（脳腫瘍や骨軟部腫瘍を含む））...」に修正するべき。（田口構成員）
- [1]のイの「キャンサーボード」にコメディカルも入っていることを明記す

るべき。(三浦構成員)

- [1]のウに長期フォローアップ外来の設置を少なくとも「望ましい」として要件に入れるべき。(天野構成員)
- [1]のウに長期フォローアップ体制を要件に記載するべき。晚期合併症対策を要件に記載するべき。(田口構成員)
- [1]に「造血幹細胞移植及び肝臓移植を実施できること」を追加するべき。(田口構成員)
- [3]に「ネットワーク内の連携病院に対して、緩和ケアに関する診療支援を提供できること。」を追加。(水谷構成員)
- [3]のアが小児の緩和ケアチームであることを明らかにするべき(天野構成員)
- [3]のイ「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備することが望ましい」の「望ましい」を削除。(田口構成員)
- [3]のカ「緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備することが望ましい」の「望ましい」を削除。(田口構成員)
- [4]のアを「地域の医療機関から紹介された小児がん患者の受け入れを行うこと。また、領域別の高度に専門的な小児がん医療を提供できる医療機関の情報を収集し、小児がん患者の状態に応じて紹介を行うこと。」に修正。(水谷構成員)

(2) 診療従事者

- [2]のカを「小児臨床心理士」「小児科領域に関する専門的知識を有する社会福祉士」に修正。(三浦構成員)
- [3]のイを「小児がん拠点病院の長は、ブロック内において当該病院の診療科が果たすべき役割を自覚し、当該小児がん拠点病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、」に修正。(水谷構成員)

(3) 医療施設

- [2]のウ「小児がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることが望ましい」の「望ましい」を削除。(田口構成員)

(4) 診療実績

- 「小児患者に対する十分なトータルケアの実績を有し、その上で造血器腫瘍について年間新規症例数が10件程度以上であること。」(骨髓移植推進財団)

認定施設あるいはさい帯血バンクネットワーク登録施設であること)」に修正。(水谷構成員)

- 固形腫瘍について年間新規症例数が10件程度以上(うち脳・脊髄腫瘍が2例程度以上)であること。(水谷構成員)

3 情報の収集提供体制

(1) 相談支援センター

- [2]「院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外の小児がん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有する小児がん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むことが望ましい。」の「望ましい」を削除。(田口構成員)
- [2]のイを「領域別の診療機能、診療実績及び医療従事者の専門とする分野・経歴など、ネットワーク内の連携病院及び医療従事者に関する情報の収集、提供」に修正。(天野構成員)

(2) 院内がん登録

- [2]「連携病院に対し患者全例登録事業を支援できること。」を追加。(水谷構成員)

4 臨床研究に関すること

- [2]「ブロック内連携病院のおかれている様々な状況を把握し、問題解決に協力できること。主要な小児がんにおける臨床研究等を主体的に行っていること。」を追加。(水谷構成員)
- [2]のエ 「臨床研究コーディネーターを配置すること。ブロック内の連携病院の臨床研究を支援すること。」に修正。(水谷構成員)

5 患者の発育や教育等に関して必要な環境整備

- ウ 「退院時の復園・復学支援を行っていること。」に修正。(三浦構成員)
- エ 「子どもの成長発達にあわせたプレイルーム等を設置していること。」に修正。(三浦構成員)

5. ネットワーク内の医療機関に求められる機能について

- 「連携病院の施設の長は当該診療科が地域や全国の連携病院と連携して小児がん診療の一翼を担う責務を負っていることを十分認識し、これを支援し

- 「なければならない。」という記載を盛り込むべき。(水谷構成員)
- 「連携病院であることを拠点病院に登録するとともに、診療実績等を国民にわかりやすく掲示し、」に修正。(天野構成員)

6. 中核機関に求められる機能について

- 長期フォローアップに関する支援を入れるべき(天野構成員)
- 「長期フォローアップ体制の整備」を追加するべき。(水谷構成員)
- 診療情報に関する情報の集約・発信に「領域別専門診療情報」を含めるべき。(水谷構成員)
- 診療支援に「診断」、「緩和医療」を追加するべき。(水谷構成員)
- 「疾患登録体制」を追加するべき。(水谷構成員)

その他

- 小児看護専門看護師(常勤)の1名以上配置、がん関連の専門看護師または認定看護師の1名以上配置を要件とするべき。(竹股参考人)